

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（平成二十四年金融庁告示第六十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第二項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭の少なくともいずれか一方が変動金利に基づくもののうち、次の各号のいずれかに掲げる取引であつて、株式会社日本証券クリアリング機構が、当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業の対象としているものとする。</p> <p>一 変動金利がTONA複利（後決め）に該当する取引  「号を削る。」</p> <p>二・三 「略」</p>	<p>第二条 「同上」</p> <p>一 変動金利が三か月物の円LIBORに該当する取引  二 変動金利が六か月物の円LIBORに該当する取引</p> <p>三・四 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (適用期日)

1 この告示は、令和三年十二月六日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。